

委託業務成績評定基準

評定の採点方法と基準は、下記による。

1. 土木関係委託業務については、「採点方法と基準」(別紙)による。
2. 営繕関係委託業務については、「建築設計等委託業務成績評定標準採点表活用マニュアル」(中央官庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会・全国営繕主管課長会議)を準用する。
ただし、同マニュアル中採点者の総括調査員及び主任調査員は、補助調査職員、調査員は調査職員と読み替える。

採点方法と基準

第1 通則

評定は、正確な資料及び調査職員の業務又は検査により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

第2 評定項目

評定は、次に掲げる評価項目について行うものとする。

評 価 項 目	
専門技術力	提案力、改善力
	業務執行技術力
	施工時への配慮
	コスト把握能力
管理技術力	工程管理能力
	品質管理能力
	迅速性、弾力性、調整能力
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観
成果品の品質	
業務執行に係る過失に伴う減点	
事故等による減点	

第3 評定方法

1 評定については、「委託業務成績採点表」(別紙1)で行うこととし、「評価細目別運用表」(別紙2)の各評価項目を加減点評価するものとする。

2 業務委託の総合評定点は、次により算出するものとする。

この場合、合計評定点の算出に当たっては小数第1位を四捨五入するものとする。

(1) 検査が業務完了検査のみの場合

総合評定点 = (調査職員の評定点) × 0.6 + (検査員の評定点) × 0.4 + (事故による減点)

(2) 検査が業務完了検査のほか部分検査及び中間検査(以下「部分検査等」という。)がある場合

総合評定点 = (調査職員の評定点) × 0.6 + (検査員(部分検査等)の評定点) × 0.2 + (検査員(完了検査)の評定点) × 0.2 + (事故等による減点)

3 前項第2号の合計評定点の算出において、部分検査等が2回以上ある場合の検査員(部分検査等)の評定点は、それぞれの部分検査等における評定点を平均した値とする。この場合、平均値の算出に当たっては小数第1位を四捨五入するものとする。

4 減点のための基準

減点の評価は「補助調査職員」が、減点表(別紙3)により行うものとする。

(1) 業務執行に係る過失に伴う減点

当該業務執行に当たって、業務実行上の過失、中立性及び守秘性に伴う過失等があった場合には、当該業務の総合評定点(100点満点換算)に対して、減点表を参考として減点することができる。業務執行上の過失に対しては、評価細目1つにつき-3点、守秘性に係る過失に対しては、1つでも該当すれば-3点を減点することができる。

(2) 事故等による減点

当該業務に関わり、受託者に指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点(100点満点換算)に対して、別表-1を参考として-15点まで減点することができる。なお、不適切な事項が複数ある場合には加算して減点することができる。

別表-1 受託者に起因する事故等不適切な事項が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	指名停止1ヶ月 まで	指名停止が1ヶ月 を超える
考 査 点	-3点	-5点	-10点	-15点

5 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱いについて

対象業務が、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の評定をもって評定点とみなすものとする。

ここで、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の3者のうち複数の業務にまたがる場合の「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とする。

- (1) 「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」対象部分のどれかが100万円(設計価格、税込み)を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- (2) 「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」対象部分の複数の100万円(設計価格、税込み)を超えるとき、若しくはいずれもが100万円(設計価格、税込み)を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。これらの取扱いは、職員及び検査員で統一するものとする。

6 「単純調査等業務」について

「調査業務、計画業務」は、広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い調査業務に対応するものであるため、これについては「調査業務、計画業務」採点表を使用するものとする。

高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等は「単純調査等業務」と定義し、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」採点表を用いて評定するものとする。なお、「単純調査等業務」の主な対象業務については、以下に示す例を参考とする。

・「単純調査等業務」の例

各部門共通	単純なデータ収集整理業務 単純なデータ処理業務 書類編集的な業務 文献収集業務
河川、砂防及び海岸	水門観測業務 データ加工業務(降雨解析等) 不等流計算等の計算業務(システム開発を除く) 補償数量の算出 工事記録等資料の分類・整理 工事図面集、写真集等の作成
道路	一般的な現地踏査又は交通量観測業務 台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備	施工関連資料の収集整理
情報	定期的なデータメンテナンス 資料収集的な業務又は単純なデータ作成のみの業務
防災	資料収集的な業務
環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法がJIS等で規定されている測定業務

第4 技術者の評定

各技術者の評定は、業務に対する評定点のうち、以下の評価項目を抽出し、第5項の重み付けを考慮して付加する。

評価項目		管理技術者	照査技術者	
専門技術力	提案力、改善力	○	—	
	業務執行技術力	○	—	
	施工時への 配慮(注1)	概略設計、予備設計	○	—
		詳細設計	○	—
	コスト把握能力(注1)	○	—	
管理技術力	工程管理能力	○	—	
	品質管理能力	○	○	
	迅速性、弾力性、調整能力	○	—	
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性	○	—	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	○	—	
成果品の品質		○	○	

第5 評定点の加重平均

評定点の加重平均点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

評価項目		地質調査、単純調査等業務、測量作業			調査業務、計画業務			設計業務			
		業務 評定	技術者評定		業務 評定	技術者評定		業務 評定	技術者評定		
			管理	照査		管理	照査		管理	照査	
専 門 技 術 力	提案力、改善力	1	1	—	2	2	—	2	2	—	
	業務執行技術力	1	1	—	2	2	—	2	2	—	
	施工時への配慮	概略設計、 予備設計	—	—	—	—	—	—	1	1	—
		詳細設計	—	—	—	—	—	—	1	1	—
	コスト把握能力	—	—	—	—	—	—	1	1	—	
管 理 技 術 力	工程管理能力	2	2	—	1	1	—	2	2	—	
	品質管理能力	1	1	1	1	1	1	2	2	2	
	迅速性、弾力性、 調整能力	1	1	—	1	1	—	1	1	—	
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、 協調性	1	1	—	1	1	—	1	1	—	
取組姿勢	責任感、積極性、 倫理観	1	1	—	1	1	—	1	1	—	
成果品の品質		4	4	4	4.5	4.5	4.5	7	7	7	
合 計		12	12	5	13.5	13.5	5.5	20	20	9	

第6 採点上の補足について

採点表の評価細目で、“高度な技術レベル”“難易度の高い業務”の項目があるが、これに関しては「知識」の高い業務かつ／又は「構想力・応用力」の高い業務を指す。以下、標準的な業務内容に基づいた例を示す。

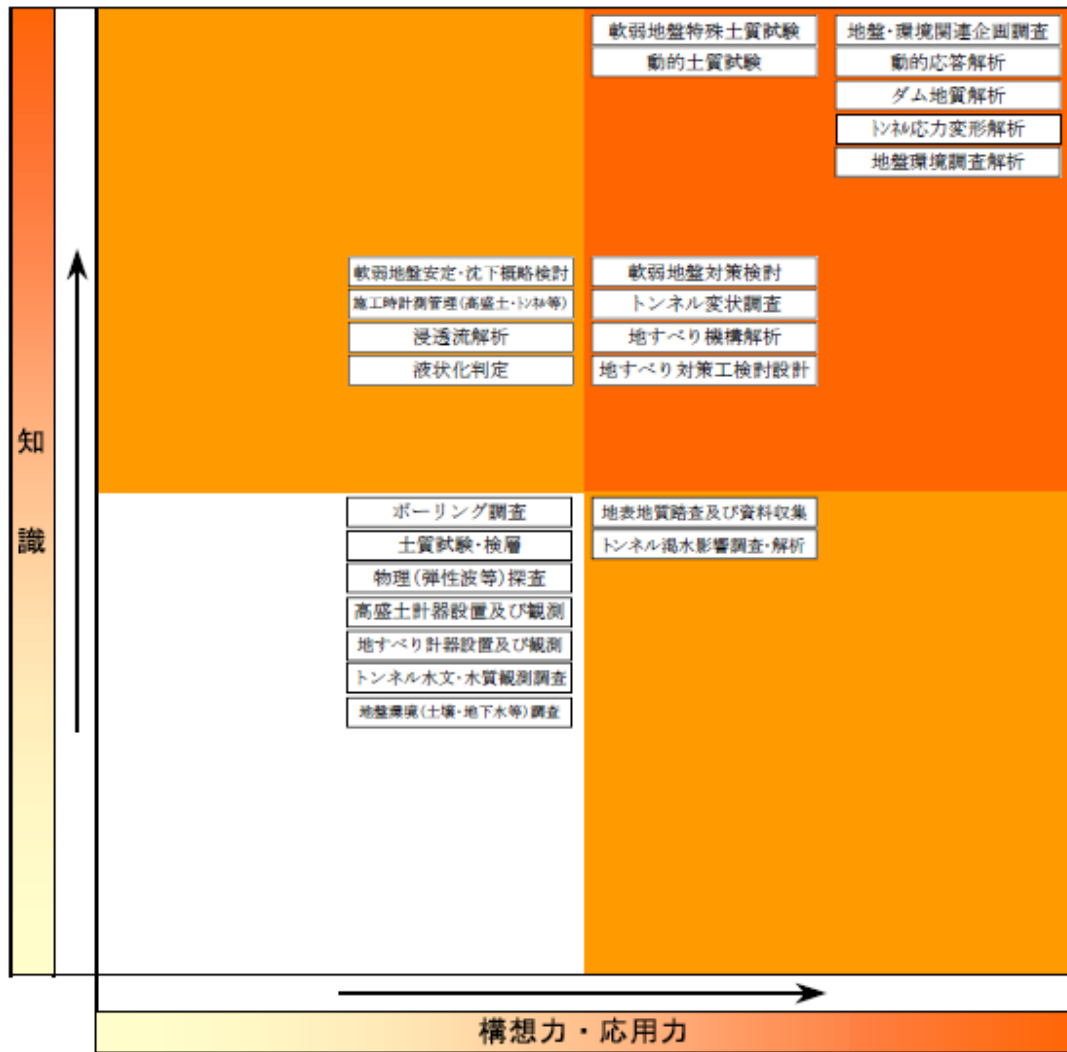


図 地質調査の例

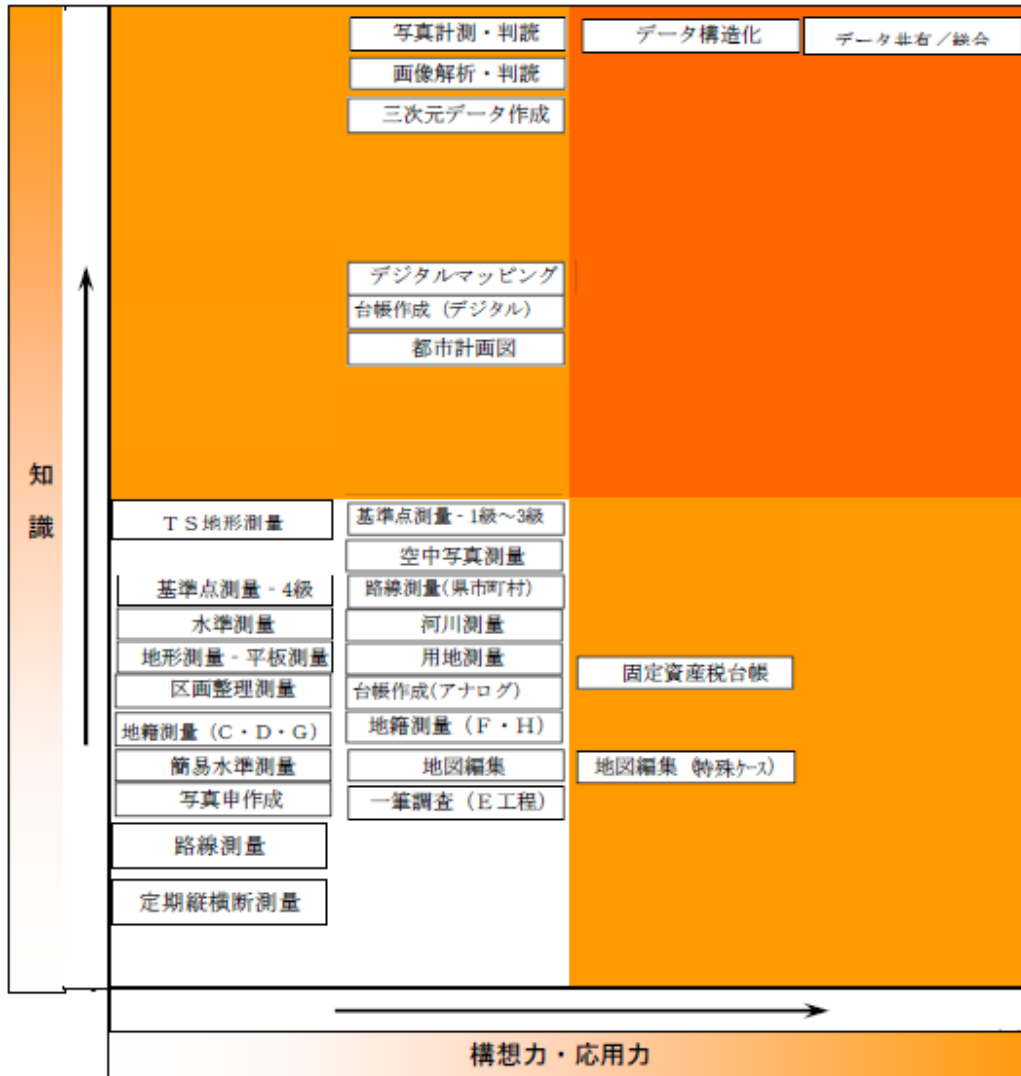


図 測量作業の例

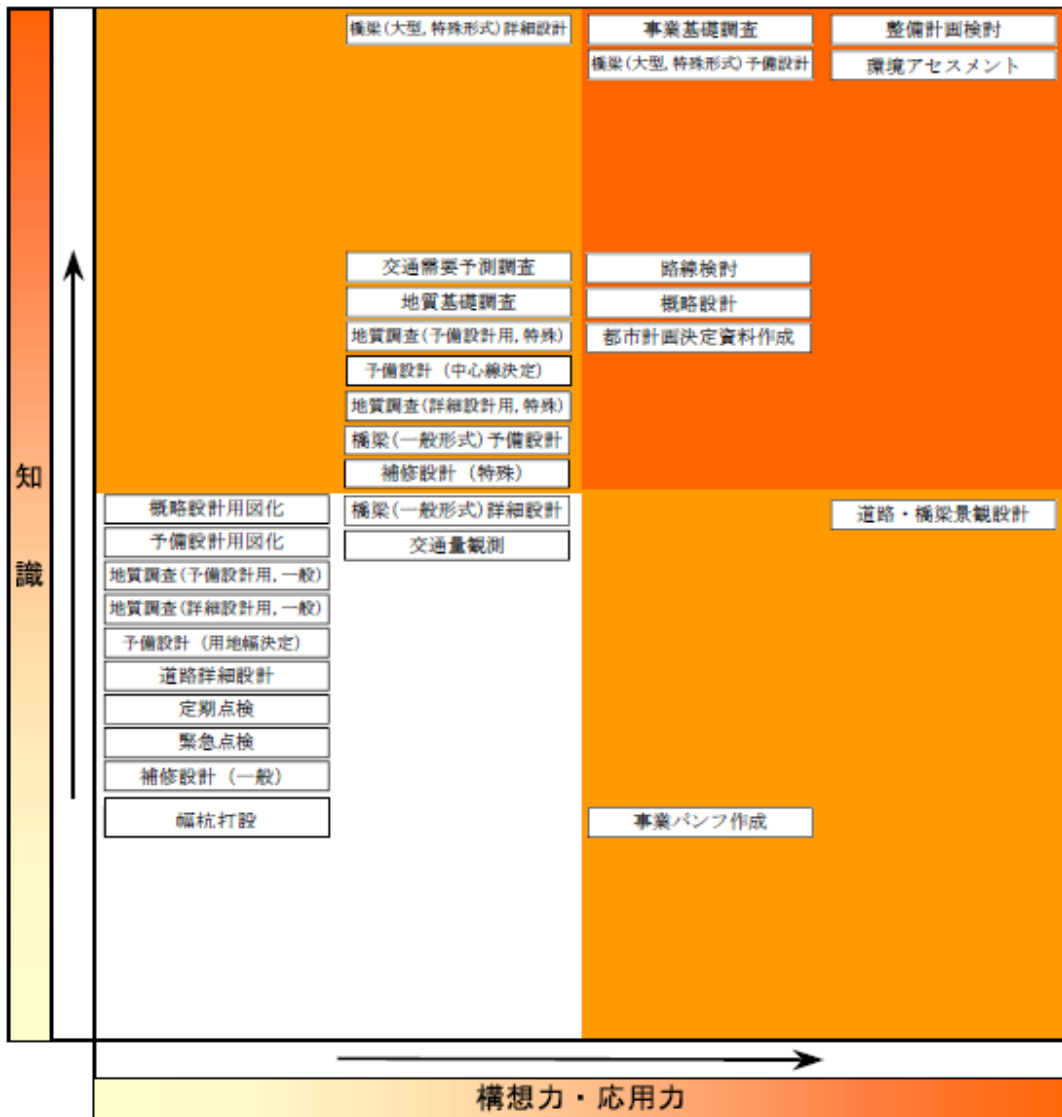


図 道路事業に係わる調査・計画・設計業務の例



注：A, Bは同種の業務における難易度の違いを表し、Aは難易度が大きいものである。

図 河川事業に係わる調査・計画・設計業務の例

附 則
この基準は、平成28年3月1日から施行する。

附 則
この基準は、令和7年7月1日から施行する。